

法務省民二第775号

平成24年3月26日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

(東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が  
適用された地域を管轄していない局にあつては、  
参考送付)

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準の取扱いの継続等について (依命通知)

標記の登録免許税の課税標準については、平成23年10月24日付け法務省民二第2504号当職依命通知及び同年12月6日付け法務省民二第2926号当職通知(以下「平成23年依命通知等」という。)をもつて、当該不動産が所在する市区町村が東日本大震災の後に固定資産課税台帳に登録された価格を改定するまでの間の取扱いを示したところですが、東日本大震災の影響により当該価格の改定の作業が遅延している市町村があり、本年4月1日以降、一部の市町村においては、本年1月1日現在において固定資産課税台帳に登録された価格のない不動産が生ずるものと考えられます。このような不動産についての不動産登記に係る登録免許税の課税標準の取扱いについては、下記のとおりとすることとされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、この取扱いについては、財務省及び国税庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 東日本大震災の影響により、本年4月1日以降、本年1月1日現在において固

[REDACTED]

定資産課税台帳に登録された価格のない不動産が生じた場合における当該不動産についての不動産登記に係る登録免許税の課税標準の取扱いについては、平成23年依命通知等による従前の取扱いを継続する。

- 2 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関し、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域内にある土地又は当該土地の上に所在する建物については、これらの指定が解除され、又は区域の再編がされた場合においても、当該土地又は当該土地の上に所在する建物について該当市町村による固定資産課税台帳の価格の改定が行われるまでの間は、平成23年依命通知等による従前の取扱いを継続する。
- 3 本年4月1日以降に固定資産課税台帳に登録された価格の改定が本年1月1日付けをもって行われた場合において、改定後の固定資産課税台帳の価格を課税標準として登録免許税を算出すると、現に納付された登録免許税の額が過大となるときは、過大納付があったものとして取り扱う（この場合における還付は、平成23年依命通知等による調整割合の遡及適用に伴う還付とは異なり、新たに決定された固定資産の価格等については、地方税法（昭和25年法律第226号）第422条の3に基づいて登記所への通知がされることから、登記官においては、この通知に基づき、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第31条第1項の規定により、申請人の請求を待たずに還付の通知を行う。）。
- 4 本年4月1日以降に固定資産課税台帳に登録された価格の改定が本年1月1日付けをもって行われた場合において、改定後の固定資産課税台帳の価格を課税標準として登録免許税を算出すると、現に納付された登録免許税の額が過少となるときは、過少納付があったものとして取り扱うことを要しない。